

附帯工作物調査算定要領の一部改正《新旧対照表》

[現行] 平成24年3月30日国土用第49号

[改正] 平成30年3月14日国土用第57号

改正後	現行
<p>(第1章及び第2章 略)</p> <p>第3章 算定 (補償額の構成)</p> <p>第6条 附帯工作物の復元費及び再築費の構成は、次の通りとする。</p> <p><復元費の構成></p> <p><再築費の構成></p> <p>再築費</p> <p>↑</p> <p>附帯工作物の現在価額 (再調達価格×現価率) + 運用益損失額</p> <p>(第7条 略)</p>	<p>(第1章及び第2章 略)</p> <p>第3章 算定 (補償額の構成)</p> <p>第6条 附帯工作物の復元費及び再築費の構成は、次の通りとする。</p> <p><復元費の構成></p> <p><再築費の構成></p> <p>再築費</p> <p>↑</p> <p>附帯工作物の現在価額 (再調達価格×現価率) + 運用益損失額</p> <p>(第7条 略)</p>

(別表1 略)

別表2 諸経費率表

純工事費 (百万円)	諸経費率 (%)	純工事費 (百万円)	諸経費率 (%)
10 以下	34.5	55 を超え 60 以下	22.4
10 を超え 12 以下	33.0	60 を超え 70 以下	21.5
12 を超え 14 以下	31.8	70 を超え 80 以下	20.9
14 を超え 16 以下	30.8	80 を超え 90 以下	20.3
16 を超え 18 以下	29.9	90 を超え 100 以下	19.8
18 を超え 20 以下	29.2	100 を超え 120 以下	18.9
20 を超え 22 以下	28.5	120 を超え 140 以下	18.2
22 を超え 24 以下	27.9	140 を超え 160 以下	17.6
24 を超え 26 以下	27.4	160 を超え 180 以下	17.1
26 を超え 28 以下	26.9	180 を超え 200 以下	16.7
28 を超え 30 以下	26.4	200 を超え 250 以下	15.8
30 を超え 35 以下	25.5	250 を超え 300 以下	15.1
35 を超え 40 以下	24.7	300 を超え 350 以下	14.6
40 を超え 45 以下	24.0	350 を超え 400 以下	14.1
45 を超え 50 以下	23.4	400 を超え 500 以下	13.4
50 を超え 55 以下	22.8	500 を超えるもの	12.8

(注) 1 本表の諸経費率によって算出された額が、それぞれの欄の前欄において算出される額の最高額に達しないときは、その最高額まで増額することができる。
2 本表の諸経費率を適用する純工事費は、一発注(建築+解体)を単位として算定された額とする。
なお、本表の諸経費率の適用に当たっては、原則として建物と附帯工作物については別発注、木造建物と非木造建物については一発注として算定するものとする。

(様式第1及び様式第2 略)

(別表1略)

別表2 諸経費率表

純工事費 (百万円)	諸経費率 (%)	純工事費 (百万円)	諸経費率 (%)
10 以下	24.9	55 を超え 60 以下	18.9
10 を超え 12 以下	24.2	60 を超え 70 以下	18.4
12 を超え 14 以下	23.6	70 を超え 80 以下	18.1
14 を超え 16 以下	23.1	80 を超え 90 以下	17.7
16 を超え 18 以下	22.7	90 を超え 100 以下	17.5
18 を超え 20 以下	22.3	100 を超え 120 以下	17.0
20 を超え 22 以下	22.0	120 を超え 140 以下	16.6
22 を超え 24 以下	21.7	140 を超え 160 以下	16.2
24 を超え 26 以下	21.5	160 を超え 180 以下	15.9
26 を超え 28 以下	21.2	180 を超え 200 以下	15.7
28 を超え 30 以下	21.0	200 を超え 250 以下	15.2
30 を超え 35 以下	20.5	250 を超え 300 以下	14.7
35 を超え 40 以下	20.1	300 を超え 350 以下	14.4
40 を超え 45 以下	19.7	350 を超え 400 以下	14.1
45 を超え 50 以下	19.4	400 を超え 500 以下	13.6
50 を超え 55 以下	19.1	500 を超えるもの	13.3

(注) 1 本表の諸経費率によって算出された額が、それぞれの欄の前欄において算出される額の最高額に達しないときは、その最高額まで増額することができる。
2 本表の諸経費率を適用する純工事費は、一発注(建築+解体)を単位として算定された額とする。
なお、本表の諸経費率の適用に当たっては、原則として建物と附帯工作物については別発注、木造建物と非木造建物については一発注として算定するものとする。

(様式第1及び様式第2 略)